



粗大ごみ

随時(申込)/指定場所収集

午前8時30分までに「指定された場所」に出してください

「粗大ごみ」は、処分にあたり破碎の必要があるものです。→12頁参照
 申込制により、以下の要領で出してください。

出し方の手順

Step1

手数料を確認し
回収を申し込む

粗大ごみ処理手数料(→12頁参照)を確認して、
電話で下記へ回収を申し込む。

公益財団法人 亀岡市環境事業公社 ☎27-3393

[受付] 月曜～金曜日(祝日、年末年始は除く)
午前8時30分～12時、午後1時～5時

※粗大ごみ処理手数料についてもお答えしています。

Step2

料金シールを
購入する

必要額の料金シール(粗大ごみ処理手数料納入済証)を取扱店
(→13頁参照)で購入する。

料金シールは200円券、
400円券、1,000円券の
3種類です。



※桜塚クリーンセンター、エコトピア亀岡では販売していません。

Step3

料金シールを貼る

料金シールを収集作業員から見えやすい場所に、直接貼り付ける。
※料金シールは盗難防止のため、大変破れやすくできています。

Step4

回収場所に出す

料金シールを貼り付けた粗大ごみを指定された場所に、
指定日の午前8時30分までに出す。

※立ち会いの必要はありませんが、料金不足のものや申込以外のものは
持ち帰りません。



ポイント

- 乾電池や灯油などは、あらかじめ抜き取っておく。
- 敷地内に立ち入った回収はしないので、収集車両が寄り付ける公道に面した安全な場所まで出す。
- 料金不足などのトラブルを避けるため、電話申込の前に、あらかじめ品目や大きさ、材質などを調べておく。

豆知識

たとえ粗大ごみの対象品であっても、指定ごみ袋に入る大きさまで、自分で切ったり、つぶしたりしたものであれば、燃やすごみや埋立てごみとして出せるんだよ!

